矯正医官修学資金貸与法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五号

矯正医官修学資金貸与法施行令の一部を改正する政令

内閣は、矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

矯正医官修学資金貸与法施行令（昭和三十六年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五万四千円」を「十五万円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の規定は、平成二十七年四月分以後の矯正医官修学資金について適用する。

法務大臣　上川　陽子

内閣総理大臣　安倍　晋三

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項及び第六項並びに第百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項第一号の三中「第九項」を「第十項」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項第一号及び第三号中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項又は法第八十五条の三第六項の規定により都道府県が農用地利用集積地域土地改良整備計画（効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積が相当程度図られている地域におけるこれらの者の行う農作業の能率の向上に寄与することが明らかな農業用用排水施設の新設若しくは変更又はこれに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならない。

一　農業用用排水施設の新設又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

二　区画整理、客土又は暗渠排水であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

第五十条の二の二第二項第二号中「総合土地改良計画」の下に「及び農用地利用集積地域土地改良整備計画」を加え、同項に次の一号を加える。

四　当該施設更新事業が農用地利用集積地域土地改良整備計画に従つて行うものである場合にあつては、第五十条第五項第一号に掲げる事業に該当するものであること。

第五十条の二の二第三項中「第五十条第九項及び第十項」を「第五十条第十項及び第十一項」に改める。

第七十八条第一項中第二号の五を第二号の六とし、第二号の四を第二号の五とし、第二号の三の次に次の一号を加える。

二の四　法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項又は法第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、農用地利用集積地域土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

第七十八条第一項第三号中「第二号の四」を「第二号の五」に改め、同条第二項の表沖縄県の項中

『前項第二号の四	百分の五十五	百分の七十五	』を
前項第二号の五	百分の五十	百分の七十五	

『前項第二号の四	百分の五十	百分の五十五	百分
前項第二号の五	百分の五十	百分の五十五	百分
前項第二号の六	百分の五十	百分の五十五	百分

の八十

の七十五	に改め、同表奄美群島の項中	『前項第二号の四	百分の五十五
』		前項第二号の五	百分の五十

百分の七十	』を		
百分の六十	』		

『前項第二号の四	百分の五十五	百分の六十五	に改め、同表離島の項中
前項第二号の五	百分の五十五	百分の七十	
前項第二号の六	百分の五十	百分の六十	

『前項第二号の四	百分の五十	百分の五十五	に改め、
前項第二号の五	百分の五十五	百分の六十	
前項第二号の六	百分の五十	百分の五十五	

同条第五項中「第二号の五」を「第二号の四、第二号の六」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号イ中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に改める。

第七条中「同条第一項第二号の四」を「同条第一項第二号の五」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

第三条　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「第七項」を「第八項」に改め、同条第二項中「、同項第二号」の下に「、第二号の四」を加え、「から第二号の五までの規定及び同項第四号」を「、第二号の三、第二号の五、第二号の六及び第四号」に改める。